



紅葉山楽人東儀兼長家文書『家傳』と『家傳一覽記』

寺内, 直子

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要, 59:1*-33*

(Issue Date)

2023-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/0100480918>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100480918>



資料

紅葉山楽人東儀兼長家文書『家傳』と『家傳一覽記』

解題・翻刻・校注 寺内直子

【解題】

本稿は、江戸時代、幕府の諸行事で雅楽を演奏した旧紅葉山楽人の東儀兼長家に伝わる資料^一のうち『家傳』と『家傳一覽記』を紹介し、江戸在住の楽家の雅楽継承の実態解明の一助とするものである。紅葉山楽人とは、関西の禁裏楽人のうち江戸幕府の招聘に応じて江戸に移住し^二、江戸城紅葉山の東照宮と將軍廟、寛永寺、上野東照宮、増上寺などの祭礼・法要で雅楽を奏樂した人々を指す。紅葉山楽人は寛永十九（一六四二）年、まず八名が召し出されたことを嚆矢とする。近い時期にさらに一名が召され、箏三名、笛三名、笙三名（計九名）から成っていた^三。この九名のうち、同姓で楽家の伝承を継いだのは五家のみで、残りはさまざまな家の者が職掌を継いだ。通常、楽家は養子を迎えて「家名」は維持する。しかし紅葉山楽人の場合は、必ずしもそれが可能ではなかった実態が、今回の考察で明らかになった。つまり、箏三名、笛三名、笙三名の任用枠があり、家で継ぐことができる場合はそうするが、それが不可能な場合は、家にこだわらず、誰かがその席に着く、という方法で九名分の席を充たすべく、楽人が必要に応じてリクルートされたのである。紅葉山楽人は、多いもので八十石、少ないもので五十石の現米を支給され、関西の楽人に比べると^四恵まれた待遇であったが、進んで関東下向を希望するものは少なかった。

紅葉山楽人の資料で公開されているものはほとんどなく、紅葉山楽人の系譜もつばら、『狛氏新録』（在京南都方、辻近家撰）^五など関西の楽人が編集したものや、『地下家傳』^六のよう幕末に成立した系図の総集編的資料に拠ってきた。

今回、旧紅葉山楽人の家に保存されていた資料を活用し、従前は明白でなかった紅葉山楽人の継承の実態を明らかにする。とはいえ、本稿で紹介する資料は、天王寺方の東儀家の一家の資料なので、南都方や京都方の事情については情報が足りない部分があることを予め断っておく。

本稿で紹介するのは紅葉山楽人九家のうちの一家、東儀兼長家に伝わった系譜資料の『家傳』と『家傳一覽記』である。東儀家は秦(太秦)氏の一族で、もとは大坂を本拠とし、主に天王寺の行事に奉仕した家柄である。しかし、中世末に荒廃した京都の雅楽伝承を憂えた後陽成天皇、正親町天皇の要請で、大坂から数名の楽人が京都に移り住んで、京都の楽人とともに宮中行事に奉仕するようになった。これを、在京天王寺方などと通称する^七。兼長(？～一六五二)の家は、祖父・兼康(？～一五八八)の時代に京都に移住した在京天王寺方の一家である。このため『家傳』の兼長の欄には「本國撰津 生國山城」とある。これは、本籍は大坂だが生まれは京都だ、ということを示している。祖父の代に京都に移った兼長は、今度は自分の代で幕府の命で江戸に下向することになったのである。ちなみに、大坂に残った東儀家もあり、大坂、京都、江戸でそれぞれ東儀家が数家ずつある。

『家傳』は、兼長の十一代後の子孫・常城(教長)(一八一三～一八六五)が撰述し、その子弘城(弘長)(一八三三～一八八七)が補筆したものである。元は仮綴本だったが、昭和の末頃、表紙を装丁し直した。東儀家の元祖は秦(太秦)氏なので、『家傳』は大きく分けて、①秦氏の濫觴(始祖は秦始皇帝)、②紅葉山楽人兼長家の始まり、③兼長家の歴代の楽人の官位の詳細、の三部分に分けられる(①②③の記号は後出の翻刻の中の見出し番号と一致する)。

『家傳』の①は、始祖が秦始皇帝で、日本に來朝した歴代の王公の名前が列挙されている。養蚕、絹織物の技術を持っていたこと、その業績によって財を築いたこと、また絹生産に困んだ「はた」や「うずまさ」の語源の解説、推古朝の秦河勝の子孫であるゆえに、芸能に関わることになったこと、などが説明されている。

『家傳』の②には、兼長が江戸に下向した経緯がかなり詳細に記されている。それによると、寛永十九(一六四二)年三月十八日に京都所司代から関東御用の命を受け、二十六日に京都出立、四月六日江戸着、五月十日に江戸での永

続的な勤務が申し渡された。用務は「二之丸 御宮勤役」、すなわち、二之丸紅葉山の東照宮・將軍廟での奏樂であった。兼長は承応元（一六五二）年まで十一年間勤仕した。兼長が江戸に下向したため、京都の在京天王寺方本家が空席になっていたが、これを長男の兼溢（一六二四〜一六九九）に継がせ、江戸の紅葉山楽人は次男の兼武（一六三七〜一六六一）が継いだ。

『家傳』によれば、寛永十九年に江戸に下向したのは東儀筑後守（兼長）、久保丹後守、上左兵衛大尉、山井主膳正、多右兵衛少志、井上右兵衛尉、蘭全允、東儀左兵衛尉の八名であった。このうち幕末まで楽家を続けたのは当家（兼長家）、山井内藏助、東儀隼人佑、多縫殿助、蘭左兵衛志の五家だったという。その他は廃絶し、岡左京亮、東儀福太郎、東儀将曹、辻土佐介の四家が追々加えられて九家になったとある。これをまとめると次のようになる。

- 箏策（天） 東儀筑後守（兼長）
↓当家（天）
 - 箏策（南） 久保丹後守（光成）
×廃絶
↓東儀将曹（天）
 - 笛（南） 上左兵衛大尉（近穩／近康）^八
×廃絶
↓岡左京亮（天）
 - 笛（京） 山井主膳正（景明）
↓山井内藏助（京）
 - 箏（京） 多右兵衛少志（忠朝）
↓多縫殿助（京）
 - 笛（南） 井上右兵衛尉（秀久）
×廃絶
↓東儀福太郎（天）
 - 箏（天） 蘭全允（廣親）
↓蘭左兵衛志（天）
 - 箏策（天） 東儀左兵衛尉（季治）
↓東儀隼人佑（天）
 - ▽箏（南）（上高庸）
×廃絶
↓多土佐介（京）
- （○）最初の八家、▽遅れて加わった一家、網掛け＝寛永から幕末まで続いた家）

『家傳』の③によれば、常城は元治二年（＝慶応元年）（一八六五）年の正月に亡くなったが、隠居願いをその年の四月に出し、死亡届は閏五月に出すつもり、と書かれている。通常、隠居願いは、本人が体力の衰えを感じ、勤務が果たせないと判断した時点で出されるが、この場合は本人が亡くなってから跡目相続に関する手続きを行なったことがわかる。この部分はもちろん、息子の弘城が記録している。『家傳』には、弘城の子で明治四年生の春太郎の代まで記されている。なお、弘城は萬延元（一八六〇）年に「弘長」と改名し、明治以降は「音和」という号を用いている。

一方、『家傳一覽記』も常城の撰だが、こちらは仮綴のままである。紅葉山楽人各家の消長が記されており、幕末まで続いた家の記述は「常城迄十一代相續」のように簡略で、途絶した家の方がむしろ跡を誰が補ったのか詳しく書かれている。つまり『家傳』では初代の八名と、途中で追加され幕末に至った四家の名が記されているだけだが、実はその間に複雑な入れ替わりがあることが『家傳一覽記』からわかるのである。入れ替わりの原因は、楽人本人に「不調法」があり、追放や家門断絶になる場合と、学識や事務能力が買われて幕府の役人になってしまう場合があった。

『家傳』、『家傳一覽記』の情報に、従来から知られている『狛氏新録』と『地下家傳』の情報を加え、紅葉山楽人の筆策、笛、笙の各三席（計九席）がどのように継承されたのかについてまとめたものが文末の表「紅葉山楽人楽統一覧」である。この表も、データの不足から不分明な部分が多いが、『家傳』と『家傳一覽記』の読解には多少なりとも役立つと思いい、添えておく。

なお、補足資料として用いる『狛氏新録』は南都方の辻近家（近寛）が遅くとも享保三（一七一八）年までに完成させた資料である。従って、紅葉山楽人の創設期のことについては詳しいが、享保以降の情報が得られない。また、南都方なので、天王寺方の楽人の情報に一部漏れがある^九。逆に、東儀家の『家傳一覽記』では、南都方の情報にやはり漏れがある^{一〇}。したがって、これらの資料で、相互に足りない部分を補いつつ、紅葉山楽人の職掌継承全体について把握することになる。

ここで、入れ替わりの激しかった四席の状況を概観する。仮に筆策の兼長家を筆策(1)、南都方の久保家で始まった

流れを筆策(2)、安倍姓東儀^二季治家を筆策(3)とすると、筆策(1)と筆策(3)は途中養子を迎えつつ、幕末まで家名を維持した。筆策(2)は『家傳一覽記』によれば、久保光成(一六〇四〜一六六二)、久保光信(???)の後、東儀兼種(もと兼教)(二六六六〜一七二八)が引き継いだ。兼種は筆策(1)の東儀兼長孫の兼伴(もと林廣辰)の長男で、「見習勤罷在候処ニ、新規高五拾石拾人扶持被下置」とある。すなわち、まだ独立しておらず見習勤めをしていたところ、新たに独立して筆策(2)を継ぎ、五十石が認められた、というのである^{二二}。しかしその兼種も、元禄十七(一七〇四)年二月に桐ノ間御番を仰せ付けられ、名も東儀喜三郎と改めて、楽人を辞めてしまった。兼種の後は、同年三月十八日に、実弟で筆策(3)の安倍姓東儀家に養子に行っていた季忠(もと兼業、のち季敦)(一六八六〜一七五一)(兼伴三男)が継いだ。ここで生じる疑問は、兼種は筆策(1)兼長家の系譜(『家傳』)にも名を連ねると同時に、筆策(2)久保家で始まった筆策の席にも名があること、同様に季忠は筆策(2)の席を継ぎながら、同時に、筆策(3)安倍姓東儀季治家の養子として名を連ねていることである(文末表参照)。親が健在で扶持を受けている場合、独立していない部屋住の子供が扶持を受けることはできないが、別の一家を成せば別の扶持を受けることができる。ただし、同一人物が二家分の扶持を同時に受けることはできない。兼種は①兼長家の扶持と、②旧久保家の扶持と同時に受けたのだろうか。この疑問を解くには、彼らの親／養父の没年なども考証し、経歴を細かく検証する必要がある。

兼種は、本来は筆策(1)の嫡男・跡取りであったが、元禄十(一六九七)年当時、父・兼伴はまだ健在(一六四〇〜一七一五)で、自身は家督を譲り受けていなかったため、筆策(2)の五十石を継ぐことができたのである^{二三}。しかし元禄十七(一七〇四)年に武家に転身したため、さらに弟の季忠が筆策(2)を継いだ。『家傳一覽記』には「実兄兼種跡役被 仰付。高同断被下置」とあり、五十石を引き継いだと思われる。つまり、兼種は、筆策(1)の兼伴の長男だったが筆策(2)の扶持を受け、実家の筆策(1)の家督を継ぐ前に武士になってしまった。一方、兄の扶持を継いだ時、季忠はすでに筆策(3)安倍姓東儀季治家の養子となっていたが、このときまだ養父の季永(二六五八〜一七三一)は健在であった。このため、筆策(3)ではなく筆策(2)の席を勤める報酬として五十石の扶持を受けたと考えられる。さらに、季忠の子・

もに宝永四年十二月に下向した。昌英は享保五(一七二〇)年まで十三年間勤務したが、「不調法」によってまたもや家断絶、あとは、東儀兼太(一六八二〜一七三七、前出、東儀兼行の弟)が継いだ。兼太以後は、養子もとりつつ、幕末まで東儀家で楽統を継いだ。

最後に、笙の三つの系統を見てみよう。京都方多忠朝を始めとする家を笙(1)、天王寺方蘭廣親を始めとする家を笙(2)、南都方上高規(高庸)を始めとする流れを笙(3)とする。笙(1)は多、笙(2)は蘭の一族で幕末まで楽統を継いだ。笙(3)は上高庸(一六三九〜一六八六)と高規(？〜一七二三)の親子で始まったが、二人とも武家に転身した。元禄十七年二月に高規が桐ノ間御番となった後、同年五月から南都方右方楽人の大神氏中晴起が笙(3)を継いだ。その後、中晴岑の代まで中家で楽統を維持した。中晴岑は、筆策(1)の東儀文連(一七一七〜一七八八)の次男で中晴数の養子となったが、寛政年中に不調法があり、追放となった^{一七}。その後は、多忠彬、蘭廣栄と続くが、忠彬は笙(1)、廣栄は笙(2)の中にも見える。両者とも、自分が継ぐべき家で親が健在なうちは、笙(3)の家の中継ぎとして扶持をもらい、勤仕したと考えられる。しかし、両者も一時的な中継ぎであることに変わりなく、結局京都から文化十四(一八一七)年、多久敬の弟・成久を招き、さらに弘化二(一八四五)年に多時久を招き、幕末に至った。

笙(1)	五十石	笙(2)	五十石	笙(3)	七十(五十)石
忠行	一七六五〜一八〇九	廣省	一七七三〜一八一三	晴岑	一七六九〜一八〇〇
忠彬	一八〇九〜一八四八	廣栄	一八一三〜一八五七	忠彬	一八〇〇〜一八〇九
忠敏	一八四八〜			廣栄	一八〇九〜一八一三

成久	一八一七〜一八二四
久大	一八二四〜一八四五
時久	一八四五〜一八五一

なお、明治維新を迎えた東儀兼長家のその後について簡単に触れておく。明治維新後、関西の禁裏楽人の多くは、明治新政府のもとで宮中儀礼の再編に参画していった。しかし紅葉山楽人は幕臣だったため、明治以降、雅楽局（今日の宮内庁楽部の前身）で楽人を続けた家はほとんどなかった^{一八}。東儀弘城（弘長／音和）の場合、新政府に士官することはなく、他の幕臣とともにいわゆる「静岡県士族」となり、徳川慶喜に従って静岡に移住した。移住の経緯を記した資料が兼長家文書の中にあるので紹介しよう。『由緒書／親類書扣 太秦常城』は江戸時代後半の兼長家の人物履歴を記した資料で、音和が補った末尾の部分に静岡移住の顛末が記されている。

『由緒書／親類書扣 太秦常城』（静岡移住に関する部分）（句読点恣意）

慎徳院^{一九} 様御代、嘉永二酉年閏四月^五見習御奉公相勤罷在候処、元治二丑年四月、父筑後守家督被下置相勤罷在候処、慶応四辰年六月廿二日御人減ニ付勤仕並小普請入被仰付、御用人支配相成候処、同年十月廿五日、御当地ニ住居罷候処、明巳三月静岡勤番組之頭支配式等勤番組ニ相成候

右之通ニ御座候以上 静岡勤番之頭支配

二等勤番組

明治三午年 壬十月 東儀音和 印 在判

右によれば、弘城（音和）は嘉永二（一八四九）から見習奉公、元治二（一八六五）年に常城から家督相続、慶応四（一八六八）年には人減らしのため勤仕並小普請に入るよう命じられた。同年十月には、さらに翌年（明治二巳^{二〇}一八六九年）年三月に静岡勤番になるよう、知らせがあった。東儀家によれば、江戸からは文書や楽器、家財をまとめて船に乗り、静岡まで来た、という。右の年記にある「明治三午年 壬十月」という時期は、静岡に移住してや

落ち着いた時期と推測する。音和はその後、静岡の神社や寺で広く雅楽を教え^{二〇}、音和から雅楽を修得した静岡の神官・大井菅磨とその父・安親の日記によれば、音和は明治二〇（一八八七）年に亡くなった^{二一}。楽器などは第二次大戦時の静岡空襲で失われたが、文書類は残って今日に至っている。なお、音和の跡は春太郎が継ぎ、春太郎の曾孫に当たるのが東儀秀樹氏である。

なお、東儀兼長家文書の調査に当たっては、東儀秀樹氏と御母堂の九十九氏に多大なご便宜をおはかりいただいた。ここに謝して記す。また、この研究は、科学研究費補助金（基盤C「近代における雅楽普及の水脈―地方で活動した「元楽人」に焦点をあてて」（二〇二二～二〇二五年度）の補助を受けて遂行したことを付記しておく。

【翻刻一】『家傳』

凡例

- ・句読点恣意
- ・「」内は原文では角書き、または割注
- ・（）内太字の番号と見出しは翻刻者による。
- ・漢文で（）に入っている返点は、原文では脱落しているが、翻刻者の判断で加えたもの。

【表紙】

家傳

【扉】(仮綴の時の表紙)

家傳

從五位下筑後守常城

【本文】

① 秦氏の濫觴

秦氏系

〔第一〕	秦始皇帝	〔第二代〕	胡亥皇帝
〔第三代〕	孝武皇帝	〔第四代〕	□ ^三 區米孫王
〔第五代〕	法成王	〔第六代〕	功滿王
〔第七代〕	融通王	〔第八代〕	普洞王
〔第九代〕	酒秦王	〔第十代〕	意美秦公
〔第十一代〕	忍秦公	〔第十二代〕	丹照秦公
〔第十三代〕	河秦公	〔第十四代〕	國勝秦公
〔第十五代〕	河勝秦公		

自秦始皇帝、至^{マテ}于小徳位大花上秦河勝廣隆^一、以上下五代。

爰功滿王、始来^ニ日本國^一、仲哀天皇四年乙亥、于時唐土年号初平、王者獻帝之代也。功滿王者、儲^ニ置融通王^一後、歸

^ニ唐土^一畢、融通王之時公置秦孫、於諸國始而令^ニ養^レ蚕織絹^一矣。

應神天皇十四年癸卯、始有^ニ日本絹綿之利^一。

仁徳天皇詔曰「秦公」普洞王所獻之絲綿絹綾之類、朕始服之柔軟過煖也。始触ニ皮膚ニ「自今以後千秋萬歳、卿カ之姓ヲ曰波陀、秦者膚也。今秦字訓為ニ波陀（二）依思詔也。

雄略天皇元年丁酉、酒秦王蒙テニ思詔「得（三）秦氏」。一萬八千六百七十人、至テニ同御宇廿一年「養レ蚕ヲ織絹奉貢^{コウスル}」。

「天皇如ク^レ山如岳積累。朝廷即公催^ニ諸秦氏^一而於^ニ今之廣隆寺之地^一、于時詔被^レ置^ニ守藏之宦^一「今之大藏省是歟」。

其時、以^ニ酒秦公^一為長官「云々」。後大倉之跡、建^ニ立於堂舎^一、号^ニ埋堂^一。依埋^ニ衣綾^一、謂之宇都摩沙^ト。ゝゝゝ者、盈積利潤之義也。是大秦姓之濫觴也。

推古天皇二十年壬申夏、自^ニ百濟國^一味摩師^ト云伶人、始^テ来朝^メ、秦^スニ舞樂^ヲ「詔^メ命^ニ秦河勝備子孫眷属等^一令^メ此道習^レ之、今之天王寺伶人秦姓之祖是也。

河勝子孫河田覽勝等者、學^フニ弓箭之道^ヲ「今之御隨身並^ニ大和國長谷川党之武家之祖是也。

寛政二年庚戌七月十二日 秦元信寫

文化七年庚午十月廿日 秦勝恒寫

右者 秦文厚書寫之

天保四年癸巳孟夏 長城寫之

② 紅葉山樂人について

元祖東儀筑後守兼長「本國摂津 生國山城」家之紋貳ツ巴

禁裡樂人相勤来、父因幡守兼秋家督被^下置相統罷在候砌、

大猶院様御代、寛永十九年三月十八日^ニ所司代板倉周防守殿^{ヨリ}

関東御用^ニ付下向被^レ仰付候、両傳奏 菊庭前亭大将殿、飛鳥井大納言殿、樂所預四辻中納言殿、同月十九日、衣冠、

狩衣、直垂、白小袖、冠、烏帽子等、右装束料被相渡之。但□物等、從京都日光迄上下分被下之。同月廿六日京都出立、花山院大納言殿、阿野大納言殿、園中納言殿、堀川中納言殿、其外樂人八家、東儀筑後守、久保丹後守、上左兵衛大尉、山井主膳正、多右兵衛少志、井上右兵衛尉、園奎允、東儀左兵衛尉、右者四月六日 江戸表^江到着仕候。尤右御用相濟、五月朔日堂上方帰京有之。樂人義者、同月十日、安藤右京進殿、松平伊豆守殿^{ヨリ}被申渡候^{ニ付}、登 城仕候處、

御本丸於 御對面所、在江戸可仕旨蒙 上意。同日御切米御扶持方並居屋敷等被下置旨、御老中阿部豊後守殿被 仰渡。二之丸 御宮勤役可仕、同二十未年正月 御目見仕、御紋附、時服拝領仕候。承應元辰年迄十一年相勤。且其頃^{ヨリ}連綿之家者、当家並山井内藏助、東儀隼人佑、多縫殿助、園左兵衛志等。其外廢家相成候^{ニ付}、岡左京亮、東儀福太郎、東儀将曹、辻土佐介、右四家者、後年追々願之上被差加候而、當時九軒^ニ相成候。当家元祖、筑後守兼長男子貳人、兄兼溢義惣領相除、家督之儀者、弟筑後守兼武惣領^ニ申立。

嚴有院様御代、承應元辰年、父兼長跡式願之通被下置、寛文元丑年迄十年相勤候。元来父兼長、関東^江被 召出候^{ニ付}、家内引越等被 仰付、京都廢家故、明跡^江兼溢^ヲ別段^ニ為起於家。兼溢元禄十二年九月廿四日卒。跡式兼陳資之系也。当家者全^ク

河勝五男之家筋。

兼貞 兼延 兼久 兼康 兼秋 兼長 兼武

右連綿相續嫡家嫡流正傳之家^ニ候。累代可心得事。

③ 紅葉山樂人東儀兼長家略伝

太秦略傳

元祖 太秦兼長 父 故因幡守兼秋男

母

寛永十三年十二月廿一日
任 右兵衛門尉
筑後守

正保四年十二月七日
叙 從五位上

慶安四年正月五日
叙 從四位下

寛永十九年関東之應 召下向、自此在江戸
承應元年十一月廿九日卒、法名快道宗清居士、葬下谷行安寺

太秦兼武
父 故筑後守兼長男
母 家女

正保五年正月五日
叙 正六位下

同年同月十一日
任 大膳少進

承應二年十二月廿四日
叙 從五位下

明曆二年正月十一日
任 筑後守

明曆四年正月六日
叙 從五位上

寛文元年十月廿六日卒
法名覺與了清居士

太秦兼伴
父 故筑後守兼武養子 実林石見守廣有四男
母

寛永十七年庚辰六月十一日
誕生

慶安三年庚寅十二月廿二日 叙 正六位下 [十一歳 于時廣辰]

同年同月同日 任 右京少進

明暦二年丙申十二月廿六日 叙 從五位下 [十七歳 于時兼任]

同年同月同日 任 大膳大進

寛文二年壬寅二月十一日 叙 從五位上 [廿三歳]

同十二年壬子十二月五日 叙 正五位下 [三十三歳]

天和三年癸亥十一月十一日 任 大膳亮

貞享二年乙丑二月二日 叙 從四位下 [四十六歳]

貞享五年戊辰七月廿八日 任 筑後守

元禄七年甲戌十二月廿五日 叙 從四位上 [五十五歳]

同 十六年癸未七月廿三日 叙 正四位下 [六十四歳]

正徳五年乙未十一月二日卒 行年七十六歳

法名 澤宗兼任居士

太秦兼種 父 故筑後守兼任嫡男

母 故阿波守兼溢女

初兼教後改兼種

寛文六年四月廿四日 誕生

延寶四年丙辰十二月廿九日 叙 正六位下 [十一歳 于時兼教]

同年同月同日 任 内匠允

嚴有院様御代

延宝七己未年ヨリ見習御奉公相勤

貞享三年丙寅年六月四日 叙 従五位下 [廿一歳]

元禄七年甲戌年十二月廿五日 叙 従五位上 [廿九歳 于時兼種]

常憲院様御代

元禄十丁丑年十月廿三日新規現米五拾石拾人扶持被下置

元禄十五年壬午十二月廿三日 叙 正五位下 [三十七歳]

常憲院様御代 元禄十七宝永改元甲申年二月十二日、御次番被

召出、高貳百俵御役料三百俵被下置、東儀喜三郎ト改名、別ニ興家

元文二年丁巳三月廿三日 七十二才卒

太秦兼正

父 故筑後守兼伴次男

母 故淡路守安倍季治女

寛文十年

誕生

天和二壬戌年十二月廿四日 叙 正六位下 [十三歳]

同年同月同日 任 右京少進

元禄四年辛未八月八日卒 廿二歳 早逝

兼業三

父 故筑後守兼伴三男 故淡路守安倍季永養子

母

太秦兼溥

父 故筑後守兼伴四男

母

元禄五壬申年九月朔日

誕生

元禄十五年壬午十二月廿三日

叙 正六位下 [十一歳 于時兼方]

同年同月同日

任 左近衛将監

宝永七年庚寅三月八日

叙 從五位下 [十九歳]

同年同月同日

任 修理亮

享保二年丁酉十二月廿五日

叙 從五位上 [廿六歳]

同九年甲辰十二月廿六日

叙 正五位下 [三十三歳 于時兼亮]

同年同月同日

任 筑後守

同十六年辛亥三月十二日

叙 從四位下 [四拾歳]

寛保二年壬戌十二月廿四日

叙 從四位上 [五十一歳 于時兼溥]

宝曆十年庚辰四月廿七日卒 六十九才

法名 實觀亮音居士

太秦文連

父 故筑後守兼溥男

母 主計頭多忠晴女

初兼貫

享保二年丁酉正月三日 誕生

享保十三年戊申二月朔日 叙 正六位下 [十二歳]

同年同月同日 任 修理進

同二十年乙卯十二月廿四日 叙 従五位下 [十九歳]

寛保三年十二月廿七日 叙 従五位上 [二十七歳]

宝暦元年辛未十二月廿二日 叙 正五位下 [三十五歳]

同十一年辛巳十二月廿四日 叙 従四位下 [四十五歳] 于時兼連

同年同月同日 任 筑後介

明和八年辛卯六月廿九日 叙 従四位上 [五十五歳]

同年同月同日 任 筑後守

天明元年辛丑十二月十九日 叙 正四位下 [六十五歳]

天明八年戊申十月朔日卒 七十二才

法名 法山文連居士

太秦文厚 父 筑後守文連男

母 東儀権十郎兼與^{二四}女

初兼矩

延享元年甲子九月四日 誕生

宝暦四年甲戌十二月廿六日 叙 正六位下 [十一歳] 于時兼矩

同年同月同日 任 右兵衛少志

宝曆十三年癸未十二月十九日 叙 従五位下〔二十才 于時兼安〕

同年同月同日 任 右兵衛大尉

明和八年辛卯十二月十八日 叙 従五位上〔二十八歳 此時兼安〕

安永九年庚子十二月廿七日 叙 正五位下〔三十六才〕

同年同月同日 任 大隈守

寛政二年庚戌十一月十八日 叙 従四位下〔四十六才〕

天明六年五月願之通隠居被 仰付候

文化十二年乙亥五月十六日卒 七十二才 法名 為徳文厚居士

太秦文仙 父 大隅守文厚男

母 楠山無滴女

安永二年癸巳三月廿三日 誕生

天明三年癸卯七月十三日 叙 正六位下〔十一歳〕

同年同月同日 任 右兵衛大志

寛政三年辛亥十月廿六日 叙 従五位下〔十九歳〕

同年同月同日 任 右兵衛大尉

寛政十一年己未十二月廿二日 叙 従五位上〔二十七才〕

文化四年丁卯十二月十九日 叙 正五位下〔三十五歳〕

文政十三年庚寅天保改元四月廿日卒 行年五十八才

法名 淨身文仙居士

太秦長城 元季城 父 右兵衛大尉文仙養子

実西市正季政四男文政三年當家相續

母 神倉三郎右衛門女

天明四年五月十九日 誕生 [「実天明五年也」]

寛政七年四月八日 叙 正六位下 [十二歳 実十一才]

同日 任 左兵衛少尉

享和三年二月廿三日 叙 從五位下 [二十歳]

同日 兼 陸奥介

文化八年三月十一日 叙 從五位上 [廿八歳]

同日 任 越中守 [「去少尉」]

文政二年四月五日 叙 正五位下 [廿六歳]

同 九年五月廿四日 以季城改長城

弘化三年八月願之通隠居被 仰付

嘉永五子年十二月二日卒 行年六十八歳

法名 順道長城居士

太秦常城 父 越中守長城男

母

[「文化十四年十一月朔日(朱)」^{二五}

文政六年十一月一日 誕生 [「実文政十二年也」]

天保四年六月廿六日 叙 正六位下 [十一歳 実廿一歳]

同日 任 陸奥介

嘉永四亥年 叙 従五位下 [実卅五歳]

同日 任 筑後守 [後実名教長]

元治二丑年四月十四日 願之通隠居被 仰付

元治二丑年閏五月十四日卒 実者正月廿四日死

法名教齋教長居士 行年五拾三歳

京都四辻殿^え御届八月廿四日之積り

太秦弘城 父 陸奥介常城男

母

天保九年正月廿八日 誕生 [実天保四巳年也]

弘化五申年正月十一日 叙 正六位下 [十一歳 実十六歳]

同日 任 石見介 弘城

萬延元申年十二月十九日 叙 従五位下 于時弘長

同日 任 大隅守 [二十四才]

嘉永二酉年四月見習御奉公相勤、明治七年十二月十八日、願之通り隠居被仰付

春太郎 父 大隅守弘長 男

母 秦元鳳末女

明治四未年六月十七日 誕生

【翻刻二】『家傳一覽記』

凡例

- ・句読点恣意
- ・「」内は原文では角書き、または割注
- ・（）内太字の筆筭(1)、笛(1)、笙(1)などの番号は翻刻者による。この番号は解題と表「紅葉山楽人楽統一覽」中の番号と対応する。

【表紙】

嘉永五子年二月

家傳一覽記

常城書ス

【本文】

寛永十九年三月十八日 從 京都 被 召出候人数、先八人其後九人ニ相成、家数九軒与相定。後々ニ至り、増減或其外席江被 召出候儀も有之候事。

是迄八年々九人宛、関東江勤番ニ罷下候処、當午年ハ八人勤番ニ罷下候ニ付、人数八人当地ニ可罷在旨、蒙上意候。右八軒名寄左之通。且其後、年号月日不相知、高規当地江被 召加、都合九軒与相成、又々其後増減有之事。

〔高現米八拾石拾五人扶持〕兼長^{二六}

〔高同断〕光成^{二七}

〔高同断〕近穩^{二八}

〔高同断〕景明^{二九}

〔高現米五拾石拾人扶持〕忠朝^{三〇}

〔高同断〕秀久^{三一}

〔高同断〕廣親^{三二}

〔高同断〕季治^{三三}

〔高現米八拾石拾人扶持〕高規^{三四}

(筆策①)

筆策家〔東儀〕筑後守太秦兼長〔兼秋男 承應元年迄十一ヶ年相勤。同年十一月廿九日葬ル。常城迄十一代相

続^{三五}〕

(筆策②)

同管 〔久保〕丹後守伯光成 〔從南都被 召出。〕

二代目 〔同〕左兵衛尉伯光信^{三六} 〔年号月日不知、家断絶^ニ成^ル。〕

同管 〔東儀〕内匠允太秦兼種〔兼長孫兼伴ノ長男ナリ。見習勤罷在候処^ニ、新規高五拾石拾人扶持被下置。其後元禄十七申年二月十一日、桐ノ間御番被 仰付。高式百俵御役料三百俵被下置。東儀喜三郎^与改名^{三七}、別^ニ興家。

元文二年三月廿三日、七十二才卒ス。當時小十人家筋、新御番相勤罷在。〕

同管 「東儀」式部允安倍季忠「兼伴三男、季永養子_ト成_ル。見習勤罷在候処、元禄十七申年三月十八日、実兄兼種

跡役被 仰付。高同断被下置。部屋住中被下置。其後、家督二付惣領季炳相勤。」

同管 「東儀」主水正安倍季炳「季忠ノ男。見習勤罷在候処、父家督二付跡役相勤。高同断。部屋住中被下置。其後

家督二付、兼溥次男元龍相勤。」

同管 「東儀」阿波守太秦元龍「兼溥次男ナリ。見習無之候得共、跡役_ニ罷出候者無之ニ付、次男二付一同願差出し、

宝曆三年十月、跡役次男二候間、先二拾人扶持被下置。其後現米五拾石拾人扶持被下置相勤。」

(笛①)

笛家 「上」左兵衛大尉 狛近穩「勤年数不相知」

三代目 「同」織部正 狛高重「勤年号不相知。元禄十一寅年自十一月十三日、不調法有之ニ付、江戸十里四方追放相成。七ヶ年過テ御免ニ相成_{三八}。跡式近方被仰付。」

五代目 「同」将監狛近方「元禄十二卯年四月、高重跡役_ニ出、同月十七日と相勤。高現米七拾石拾人扶持被下置。同十七年二月十一日、桐ノ間御番被仰付。依之、兼頼_ニ男兼行_江被仰付。」

同管 「東儀」主税允太秦兼行「宝永元申年四月十七日罷下り、同五月五日と相勤。同四亥年十一月二日、桐ノ間御番被 仰付候ニ付、弥十郎_与改名。依之、跡役同年昌喜被 仰付。」

同管 「岡」左兵衛尉太秦昌喜「壹岐守次男ナリ。宝永四亥年十二月廿三日罷下り、於 京都四辻殿、関東楽人被仰付、同五子年正月元日と相勤。享保十一年六月三日卒。寺ハ下谷坂本善養寺_{三九}。昌喜と当昌輪迄五代相續_{四〇}。」

(笛②)

同管 「山井」安藝守大神景明「貞享元十一月迄四十二年相勤、同月五日卒ス。景明と景安迄十代相勤_{四一}。」

(笙①)

笙家 「多」佐渡守多忠朝「忠秀次男ナリ。寛文七未年二月廿五日卒ス。忠朝と忠敏迄七代相續^{四二}。」

(笛③)

笛家 「井上」右兵衛尉大神秀久「南都と被 召出。余其不相知。」

二代目 「同」主税允大神本久「元禄五年七月十六日迄相勤候処、不調法有之、家断絶。久ク一跡役無之。十一カ年後、

跡役昌英被 仰付。」

同管 「岡」大膳亮太秦昌英「昌方弟ナリ。宝永四亥年十二月廿三日、昌喜同道罷下ル。於京都、関東楽人被仰付、

同五年正月元日出勤。享保五子年迄十三年相勤。同年六月廿二日、不調法有之^三付、家断絶。寺八下谷菊屋

橋行安寺^{四三}葬。跡役兼太被 仰付。」

同管 「東儀」日向守太秦兼太「兼頼三男ナリ。昌英跡役^二被仰付、高五拾石拾人扶持被下置。天和二年二月十二日生。

元文二年正月迄十七年相勤、同月廿四日五十六才ニ而卒ス。寺八下谷幡随院前西蓮寺^{江四}葬。兼太と勝長迄五

代相續。^{四五}」

(笙②)

笙家 「藺」播磨守太秦廣親「廣頼三男ナリ。延宝四年六月迄三十五年相勤、同月十日卒。寺八下谷菊屋橋行安寺^江葬。

廣親と廣歳迄八代相續。^{四六}」

(箏③)

箏策家 「東儀」淡路守安倍季治「季益之兄ナリ。貞享二年迄四十四年相勤。季治と季達迄七代相續。^{四七}」

(笙③)

笙家 「上」左兵衛尉伯高規「京都_五被 召出候。年月相知不申候得共、高現米八拾石拾人扶持被下置候。右ハ寛永

十九年三月十八日被 召出候人数之内、笙式管、篳篥三管、笛三管有之候間、笙役壹軒不足ニ付、同人被 召出。元禄十七申年二月十一日、桐ノ間御番被 仰付、辻新之丞_与改名仕候。依之、跡役晴起被仰付。」

同管 「中」右兵衛尉大神晴起_{四八}「寶永元申年四月十七日江戸_江着。同年五月五日_与相勤。高現米七十石十人扶持被下置。享保十五年迄廿七年相勤。高規之跡役なり。同年正月廿一日卒。」

二代目 「同」右兵衛尉大神晴久「享保十五年月日不知。父家督相續。宝暦元年迄廿二年相勤。同年十一月十日卒ス。」
三代目 「同」左近将曹大神晴数「宝暦元年十二月中家督相願被 仰付候。月日不相知、早世。」

四代目 「同」主税允大神晴岑「実父文連次男ナリ。晴数養子ト成。寛政年中不調法有之ニ付追放被仰付。文政九年五月、御大礼_二付_{四九}、御免被 仰付。跡役忠彬相勤。」

同管 「多」内匠允多忠彬「忠行长男ナリ。晴岑家断絶_二付、為跡役。見習事、高現米五拾石拾人扶持被下置相勤。」
同管 「菌」修理進太秦廣榮「廣光長男ナリ。忠彬家督_二付、同断見習中、跡役被 仰付、高同断被下置。相勤罷在

候処、家督_二付高返上。其後文化度、成久勤並_二被仰付。」

同管 「多」土佐守多成久_{五〇}。「久敬之弟ナリ。廣榮家督_二付、其後文化十四年、於京都、同人跡役被 仰付。罷下り、高現米五拾石拾人扶持新新規_二被下、松平和泉守殿之以申渡、辻名字ヲ給り辻土佐守_与相成。姓ハ多ナリ。」

二代目 「辻」土佐允多久大

笙 「多」大和守多時久_{五一}

表 紅葉山楽人楽統一覧

備考1 網掛けは『地下家伝』からの補足

備考2 ★は関西から下向した者

備考3 ●、▲、■は複数の楽統に重複して現れる者

筆策(1) (80石15人扶持)	筆策(2) (80石15人扶持)	筆策(3) (50石10人扶持)
★東儀兼長 ?-1652 筑後守 (常城迄十一代)	★久保光成 1604-1662	★東儀季治 ?-1685 淡路守 (季達迄七代)
東儀兼武 1637-1661 大膳 少進／築後守	久保光信 ?-?	東儀季永 1658-1731 淡路 守
林廣辰／東儀兼伴 1640-1715 (林廣有四男) 大膳大進／大膳 亮／筑後守	●東儀兼教／兼種 1666-1738 (兼伴長男1697年 50石扶持、1704武士)	▲東儀兼業／季忠／季敦 1686-1751 (兼伴三男、季永 養子、1704実兄跡目相続)
●東儀兼教／兼種 1666-1738 (兼伴長男、1704 武士) (母兼湊女) 内匠允	▲東儀兼業／季忠／季敦 1686-1751 (兼伴三男、季永 養子、1704実兄跡目相続)	■東儀季晒 1713-1768 (母 季永女) 下野介／淡路守
東儀兼方／兼溥／兼亮 1692- 1760 (兼伴四男) 左近将監／ 修理亮／筑後守	■東儀季晒 1713-1768 (母季永女) 下野介／淡路守	東儀季充 1743-1777 (母兼 溥女) 淡路守
東儀兼貫／兼連／文連 1717- 1788 (兼溥男、母多忠晴女) 修理大進／筑後介／守	東儀兼倫／元龍 1729-1790 (兼溥次男、母多忠晴女、 1753二十人扶持→後五十石)	東儀季美／季蕃 1771-1845 修理少進／美作守
東儀兼矩／兼安／文厚 1744- 1815 右兵衛大尉／大隈守	東儀兼敬／元信 1756-1797 雅楽少属	東儀季達 1806-1876 右兵 衛権大尉
東儀文仙 1773-1830 右兵 衛大志／大尉	東儀元鳳 1793-1861 右近 将曹／阿波守	東儀季直 1840-1877 (常城 次男) 伊予介
★東儀廣誠／文矩／廣孟 1793-1863 (園廣聡三男、文 仙養子後園復家)	東儀元珍／元春 1820-1854 雅楽少属／大隈守	東儀隼人佑 (連綿之家)
★東儀季城／長城 1784- 1852 (安倍季政四男) 越中守	東儀元虎 1834-?	
東儀常城／教長 1813-1865 陸奥介／筑後守	東儀将曹 (後年追々被差加)	
東儀弘城／弘長 1833-1887		

当家 (連綿之家)

備考1 網掛けは『地下家伝』からの補足

備考2 ★は関西から下向した者

笛(1) (80石15人扶持)	笛(2) (80石15人扶持)	笛(3) (50石10人扶持)
★上近穂／近康 1612-1680	★山井景明 1617-1684 (多忠之男) 雅楽允／安芸守 (景安迄十代)	★井上秀久 1615-? 和泉守
上高重 (1698不調法江戸追放7ヵ年)	山井景次 1645-1709 安芸守	井上本久 ?-? (1692不調法断絶 11ヵ年空席) 主税允(助)
上近方 1674-1743 (1699高重跡役→1704武士)	山井景豊 1672-1739 主膳正／安芸守	★岡昌英 ?-? 1707下向 (1720不調法断絶)
★東儀兼行 ?-? 1704下向 (兼頼次男、兼太兄、1707武士)	山井景国 1725-1764 左兵衛大尉	★東儀兼太 1682-1737 (兼頼三男、兼行弟、1720跡目相続) 隼人佑／日向守 (勝長迄五代)
★岡昌喜 1685-1726 1708正月より相勤 左兵衛少尉 (昌輪まで五代)	山井景諄 1751-1770 左近将曹	東儀文詔 1721-1787 (山井景豊次男) 越前守
岡昌充 1704-1783 駿河守	★山井景義 1758-1790 (景貫次男) 左衛門大志	東儀勝成 1764-1812 左兵衛少志
★岡昌富／昌言／冬昌 1745-1808 (昌春次男) 因幡守／近江守	山井景富 1783-1846 出羽介／安芸守	東儀勝恒 1788-1824 (文厚次男) 日向介
岡昌友 1788-1819 (山井景義次男) 但馬介	山井景伯／景堯 1802-1848 美作介	東儀勝長 1822-? 玄蕃大属／長門守
岡昌信／昌輪 1808-? (東儀勝成次男、母冬昌女) 近江介／守	山井景安 1835-1904 安芸介	東儀福太郎 (後年追々被差加)
岡昌興 1839-? 駿河介	山井内蔵助 (連綿之家)	

岡左京亮 (後年追々被差加)

備考1 網掛けは『地下家伝』からの補足

備考2 ★は関西から下向した者

備考3 ●、▲は複数の楽統に重複して現れる者

笹(1) (50石10人扶持)	笹(2) (50石10人扶持)	笹(3) (80石10人扶持)
★多忠朝 佐渡守 ?-1667 (忠敏迄七代)	★藺廣親 1620-1676 甲斐 守／播磨守(廣歳迄八代) 1642-1676勤務	[上高庸(狛氏新録)] 1639- 1686 1682頃武士(辻春達)
多忠晴 ?-1699 主計頭	藺廣則 1666-1747 木工少 允／甲斐守	★上高規 ?-1723 采女正 (1704辻新之丞) 高庸男
多忠明 1690-1747 右近将 曹／志摩守	藺廣信 1704-1764 丹後守	★中晴起 1674-1730 (1704 下向、70石)備後守
★多忠篤 1706-1776 (喜多行広次男) 縫殿助／佐渡 守	藺廣周 1742-1770 左衛門 大志	中晴久 1721-1751 右兵衛 大尉
多忠貫 1748-1765 修理大 属(早世故に数えない?)	藺廣氏 1748-1773 内匠大 允	中晴数 1748-1769 左近将 曹
多忠行 1760-1809 (忠貫 弟) 左近将曹／佐渡守	藺廣省 1772-1813 志岐守	中晴岑 1750-1800 (文連次男、1800解官、1826 赦免) 主税大允
●多忠彬 1791-1848 内匠 大允／佐渡守	▲藺廣栄 1794-1857 左兵 衛権少尉	●多忠彬 1791-1848 (寛政 年中1800?中晴岑の跡目相続)
多忠敏 1834-? 出羽介	藺廣歳 1813-1861 左兵衛 大志	▲藺廣栄 1794-1857 (廣光 長男) 忠彬の家督を継ぐも返上
多縫殿助(連綿之家)	藺廣次 1842-1862	★辻成久(多姓) 1775- 1824 (多久敬弟、1817跡目相 続) 土佐守
	藺廣文 1843-1867 (広次 弟)	辻久大(多姓) 1816-? 土佐 介
	藺左兵衛志(連綿之家)	辻時久(多姓) 1826-1851 和泉守／大和守／上総介 (1845下向)

辻土佐介(後年追々被差加)

注

- 一 二〇二二年の調査で約二二〇件の雅楽関係の文書が確認できた。
- 二 今日の台東区、文京区湯島付近に居住した。
- 三 各楽器三名ずつ（三管通り）、もしくは、この中の三人が鞆鼓、太鼓、鉦鼓の打物にまわった二管通りの編成で演奏したと考えられる。
- 四 関西の楽人は、江戸幕府から二千石の知行地を与えられていたが、実際には、その五割、幕末には四〇三割を年貢として徴収できた。さらにその年貢を「家領米」として主な家・五十一家で分けたので、仮に四割〇八〇石回収できたとして一家あたり十六石程度となる。その他、行事への出演料や楽人の差配の手数料など、小刻みな収入を積み重ねて生活していた（平出 一九四〇a、b、c、南谷 二〇〇九、二〇一〇、寺内 二〇一五）。
- 五 『狛氏新録』の写本は多く、表題が複数あり、内容も写本ごとに異同があるが、楽人の系譜について記しているのは管見によれば国会図書館蔵本（番号…一三九／一七四）と国立公文書館蔵本（『狛近寛宿祢雜記』第四冊、番号…一九九／九一）の二本。前者は後者に比べるとやや誤写が多い。『古事類苑』に翻刻がある。
- 六 三上景文編（天保頃成立）、正宗敦夫編纂校訂『日本古典全集』第八〇十三（一九三七、日本古典全集刊行会）のうち、第十から十三が地下楽人の系譜。
- 七 同様に南都からも何軒か京都に移住し在京南都方が生まれた。
- 八 楽人は生涯わたり、何度か名前を変える者が多い。複数の名前は／で併記する。
- 九 寛永十九年に江戸下向したはずの菌廣親の名が漏れている。
- 一〇 笙の担当として、上家から最初に下向した、高規の父・上高庸（後に御日記役になり辻春達と改名）の名が漏れている。なお、上家は笛の家柄であるが、高庸は笙の辻家の出身であるため、笙の演奏者として御用になったものと思われる。
- 一一 宮中の御神楽に参加するために、京都方の筆策の家・安倍氏を名乗った家柄。名乗りの通字は「季」を用いる。
- 一二 『狛氏新録』には、「紅葉山楽人當東儀筑後守嫡子之所、井上主税助断絶二付、父子御切米拝領之儀、重々之事二候得共、先當分被

召出候旨二而、御切米拝領ス」とある。つまり、兼種は筑後守（兼任）長男で、兼任が切米を拝領しているので重複することになるが、当時途絶えていた笛の井上家の分（五十石）が余っているので、兼種を独立した筆簾の一家として、こちらに回したと解釈できる。

一三『家傳』には「常憲院様御代 元禄十丁丑年十月廿三日新規現米五拾石拾人扶持被下置」とある。

一四兼長家の兼溥の次男。『家傳一覽記』には「宝曆三年十月、跡役次男二候間、先二拾人扶持被下置。其後現米五拾石拾人扶持被下置、相勤」とある。

一五『狛氏新録』には「寅之年（元禄十一年）火災類焼之後、屋敷願之儀ニ付御追放。其後、申之年御追放斗御赦免。此以後致病死候。実子當上織部高直儀、当時日光御門主罷在候」とある。ここから、実子がいたが、日光御門主に仕えていて、楽人の跡を継がなかったことがわかる。

一六『狛氏新録』には「及口論討果シ家断絶」とある。

一七『地下家傳』には「寛政十二（一八〇〇）年六月八日、解官止位記」とある。

一八わずかに、東儀季直（一八四〇～一八七七）とその子・季長（一八五七～一九二二）くらいである。ちなみに、季直は弘長の弟で、紅葉山の安倍姓東儀家・季達の養子となった。塚原康子『明治国家と雅楽――伝統の近代化／国楽の創成』（東京、有志舎、二〇〇九）巻末付表「明治・大正・昭和前期の楽師一覽」など参照のこと。

一九十二代将軍・徳川家慶。

二〇明治維新後の静岡県下での雅楽の広がりについては改めて論じる予定。

二一「大井家日記」（菅磨執筆分）明治二十年六月十日条に、菅磨が東儀邸に悔に行く様子が書かれている。当時菅磨は遠州の小國神社宮司として静岡には住んでいなかった。また、「大井家日記」（安親執筆分）では、明治二十年五月二十四日条に「午後八時東儀音和死」、二十六日条に「葬式」とある。静岡県中央図書館デジタルライブラリーで公開。

<https://multi.tosyokan.pref.shizuoka.jp/digital-library/detail?titcod=0000000027-SZ01001155>

<https://multi.tosyokan.pref.shizuoka.jp/digital-library/detail?titcod=0000000027-SZ01005247>

二二 竹かんむりに土。

二三 はじめ兼業、後に季忠、季敦と改名。

二四 兼長家文書には、楽人を辞めて武家になった兼種の子孫の『系譜』も残っていて、そこに東儀権十郎兼與の名がある。

二五 文政六年生を「実文政十二年」と訂正し、さらに朱筆で「文化十四年」の訂正がある。公に届け出た年齢より実際は十歳年上だったことがわかる。

二六 太秦（東儀）兼長（？～一六五二）箏篳

二七 狛（久保）光成（一六〇四～一六六二）箏篳

二八 狛（上）近穩／近康（二六一二～一六八〇）笛

二九 大神（山井）景明（二六一七～一六八四）笛

三〇 多忠朝（？～一六六七）箏

三一 大神（井上）久秀（二六一五～？）笛

三二 太秦（蘭）廣親（一六二〇～一六七六）箏

三三 安倍（東儀）季治（？～一六八五）箏篳。在京となった時に、京都方の安倍氏と同様に宮中儀式で箏篳を担当できるように、太秦姓から安倍姓となった。安倍姓東儀と呼ばれる家柄。

三四 狛（上）高規（？～一七二三）箏。『狛氏新録』では、高規の父・高庸（一六三九～一六八六、辻近元三男）が御日記役となり、辻春達と改名したため、楽人の跡を継いだとある。『地下家傳』には「寛永十六（一六三九）年、為紅葉山楽人関東_江下向。依常憲院殿御命、入儒者落髮、改名春達」とあるが、『家傳一覽記』の同人の欄の説明によれば、寛永十九年の八人では箏の家が一軒不足していたので、召し出した、とする。

三五 『家傳』にある通り、兼長、兼武、兼伴、兼教（兼種）、兼方（兼溥／兼亮）、兼貫（兼連／文連）、兼矩（兼安／文厚）、文仙、廣誠（文矩／廣孟）、季城（長城）、常城（教長）までの十一代。

三六『狛氏新録』に「跡養子久保左京進儀、丹後守死去之後、母出入有之。家断絶ス」とある。

三七東儀喜三郎家については、兼長家文書中に別に系譜資料が存在する。

三八『狛氏新録』に「近康、上織部正高重跡相續仕候處、十五年以前、寅之年（元禄十一―一六九八）火災類焼之後、屋敷願之儀ニ付御追放。

其後、申之年（宝永元―一七〇四）御追放斗御赦免。此以後致病死候。実子當上織部高直儀、当時、日光御門主罷在候」とある。

三九善養寺―薬王山。嘉永六年江戸切り絵図「今戸箕輪浅草絵図」では、上野寛永寺から今日の鶯谷駅方面に下る信濃坂下に「善性寺」

とあり（寺名誤記）。「明治四十年一月調査東京市下谷區全圖」には、同位置に善養寺とあり。豊島区西巢鴨に移転。

四〇『地下家傳』によれば、昌喜、昌充、昌富（昌言／冬昌）、昌友、昌信（昌輪）の五代。

四一『地下家傳』によれば、景明、景次、景豊、景国、景諄、景義、景富、景伯（景堯）、景安の九代。

四二『地下家傳』によれば、忠朝、忠晴、忠明、忠篤、忠行、忠彬、忠敏の七名か。忠篤の長男に忠貫がいるが早世のため、弟の忠行が継いだ。

四三台東区松が谷一丁目、菊屋橋交差点の北西に現存。東儀兼長家、蘭廣親家の墓も行安寺。

四四現在の台東区東上野五丁目、幡随院の南にあつた寺。盛雲寺と合併、西巢鴨に移転。

四五『地下家傳』によれば、兼太、文詔、勝成、勝恒、勝長の五代。

四六『地下家傳』によれば、廣親、廣則、廣信、廣周、廣氏、廣省、廣栄、廣歳で八代。

四七『地下家傳』によれば、季治、季永、兼業（季忠／季敦）、季炳、季充、季美（季蕃）、季達で七代。

四八『狛氏新録』には「南京楽人 中右兵衛尉大神晴起、紅葉山楽人闕之節、南京之楽人病身之輩多く、御断申下向不仕候。依之、当時

右兵衛尉一人相勤候」とある。

四九御大礼―文政十（一八二七）年、十一代将軍家斉が太政大臣に昇進することを指すか。

五〇多成久（一七七五―一八二四）。京都方楽人多久弘（養子、実豊原直秋次男）の次男。

五一多時久（一八二六―一八五二）。京都方楽人多久恭次男（久恭は京都の楽家を継いだ成久の長男）。

参考文献

- 塚原康子 二〇〇九 『明治国家と雅楽――伝統の近代化／国楽の創成』 東京、有志舎。
- 寺内直子 二〇一五 「楽人の領地検分――新出史料・平群町「下河原家文書」より」 『国際文化学研究』 四三、四七～一〇一。
- 平出久雄 一九四〇 a 「徳川時代雅楽家の経済的一断面――徳川幕府が雅楽家に與へた庇護に就いて」 (一) 『歴史と国文学』 二二(三)、四六～六〇。
- ―― 一九四〇 b 「徳川時代雅楽家の経済的一断面――徳川幕府が雅楽家に與へた庇護に就いて」 (二) 『歴史と国文学』 二二(六)、二九～五〇。
- ―― 一九四〇 c 「徳川時代雅楽家の経済的一断面――徳川幕府が雅楽家に與へた庇護に就いて」 (三) 『歴史と国文学』 二三(一)、三～二四。
- 南谷美保 二〇〇九 「三方楽所楽人による知行地支配について――弘化・嘉永年間を中心とした考察」 『四天王寺大学紀要』 四八、一七一～一九九。
- ―― 二〇一〇 「三方楽所勘定帳不算の一件について――『楽所日記』安政年間の記事から見る三方楽所」 『四天王寺大学紀要』 四九、三〇五～三二三。